

○令和3年度償却資産(固定資産税)の申告について

固定資産税には、土地、家屋以外に償却資産があります。諫早市内に事業用の償却資産を所有している個人・法人は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに、市長に申告することが義務付けられています。

【償却資産とは】

工場や商店・駐車場・アパートなどを経営している個人・法人が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品などのことです。

所有者が自己の営む事業のために使用する場合でなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

例

○対象になるもの(一例)

構築物(舗装、フェンスなど)、機械や装置(太陽光発電設備=個人住宅用10kw未満の余剰売電契約以外のもの、農業用機械、建設用機械など)、船舶、車輛・運搬具、工具、器具、備品(机、いす、ロッカー、パソコンなど)

テナントとして入居している人が、その事業のために取り付けた内装、建具などの家屋の附帯設備についても課税対象になります。

×対象にならないもの

特許権、パソコンソフトなどの無形減価償却資産、自動車税および軽自動車税の対象となるものなど

■対象者

市内に事業のために用いることができる償却資産を所有する法人・個人

■申告方法

令和3年1月1日現在で所有する償却資産について、所定の申告書(資産税課、各支所地域総務課に備え付け)により申告してください。

過去に申告し、固定資産課税台帳に登録されている方には、12月中に会社または自宅へ申告書をお送りします。申告書がお手元に届かない方や新たに申告する方などは、資産税課までご連絡ください。申告書をお送りします。

■ 申告書提出先

資産税課または各支所地域総務課（郵送可）

インターネット（「eLTAX（エルタックス）」地方税ポータルシステム）を利用した申告も受付しています。

■ 申告期限

令和3年2月1日（月）

■ 税額の算出方法

資産ごとに取得価額と法定の耐用年数、取得後の経過年数を基に課税標準額（定率法による減価後の残存価額）を計算し、その合計額（千円未満は切り捨て）に1.4%の税率を乗じた額が税額（百円未満は切り捨て）となります。取得価額に税率を乗じて税額を算出することはありません。

※資産ごとの評価額の合計額（課税標準額）が150万円未満の場合は、免税点以下となり固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。詳しくは、資産税課までお問い合わせください。

■ 問い合わせ先

諫早市財務部資産税課

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7-1（本庁・本館3階）

電話番号：0957-22-1500

ファクス：0957-24-5399